

## 陳述書

平成16年8月12日

東京地方裁判所民事第40部2係 御中

住 所:

氏 名: 黒澤 靖章

1 当社は放送番組の複製・送信サービスをインターネットを通じて有料で提供したことはございません。録画ネットの名称で運営しているサービスは、パソコンの販売、パソコンの設置代行、パソコンのお預かりサービス（ハウジングサービス）であり、放送番組の複製・送信サービスとは全く異なります。

パソコンでテレビ番組が視聴できることや、インターネットを通してパソコンを遠隔操作できることが一般的になっています。しかも、ソニーやシャープの新製品では、テレビを外出先で視聴することに特化した機器も販売中です。かような状況下で、弊社のサービスが放送番組の複製送信サービスと同一視され違法であるとクレームを付けられることに驚いており、困惑しております。

2 私どもは、インターネットや情報通信技術を使い、人や社会に喜ばれたい、人々の生活を豊かにしたい、と考えている企業です。ユニークな発想と技術力を武器に、特に日本企業として、グローバルな視点で日本人に役立つことはなにか、情報技術やインターネットでどんな新しいライフスタイルを提案できるかを日夜問い合わせています。

3 ある時、「インターネットを使って、アメリカと日本を瞬時に移動できないか？」という話題で盛り上りました。さすがにそこまで行くと、現在の科学ではばかげた話になってしまっていますが、そんな会話の延長で「インターネット

を使えば、今放送されている日本のテレビ番組を、今ここで見ることが出来るんじゃないの？」という話になったのが、このサービスを発想するそもそものきっかけです。

4 この技術革新と高速インターネット網の整備がもたらした最大のメリットは、これまでの時間と距離の概念を大きく変貌させたことだと考えています。つまり、以下（1）および（2）のとおりです。

1) 放送番組をパソコンで視聴したり録画したりすることがあたりまえになりました。市販のされるパソコンの約8割がテレビ放送を受信・録画する機能を備えたいわゆるテレビパソコンあります。

2) 遠隔地にあるパソコンを自由に操作することを可能にしました。

市販されているパソコンに標準的に搭載する Windows XP というオペレーティングシステムはリモートデスクトップ接続という名称で提供される機能により、インターネットを通して遠隔地にあるパソコンをあたかもそのパソコンが手元にあるかのように簡単に操作することができます。自宅や会社から別の場所にあるパソコンを操作することが標準的な状態で行えます。

3) 上記1) 2) の標準的に市販されているものを組み合わせるだけで、日本に置いたパソコンに、放送番組を記録し、海外から視聴することが簡単に実現できるのです。実際、テレビパソコンを日本国内の実家に設置し、海外からの遠隔操作によって日本で放送されている番組を視聴している人がたくさんいると予想されます。

5 一方では、パソコンは「フリーズ（凍る）」の表現で表されるように、コンピュータの動作が停止することがあります。日本の実家にテレビパソコンを設置していた人から、「パソコン停止のときに、いちいち親兄弟に、復旧作業を頼むのが煩わしい。お金を払って第三者に頼めないものか？」と相談され、我々が考えているサービスに対するニーズを実感しました。このニーズに応えているのが、弊社のハウジングサービス（テレビパソコンの預かりサービス）です。

- 6 当然の事ではありますが、このサービスを形にしていく段階で、いろいろな方に訊ねてみました。圧倒的に多くの意見は、「そんな事が本当に出来るの！？ そりや便利だねえ！ 助かるよ！ 嬉しいわ！ 早くやってよ！」というような歓迎の言葉でした。続きが見たいドラマがある、子供に見せたい番組がある、日本ではどのように伝えられているのか今すぐ知りたい事がある、というような要望。いろんな方の話を聞いているうちに、日本のテレビは何と貴重ありがたいものなのか、ということを再認識すると同時に、日本に住んでいるとなかなか気が付かない、海外在留邦人が抱えているもっと深刻な問題も知りました。日本でテレビを見ていれば、なんら労せずして知り得るような情報を、わざわざ高いお金を払って買う必要がある。情報を得ることに手間取ってしまい、日本の競合に比べて本業に割ける時間や費用が限られる。やっと得られた日本語での最新情報は、日本からしてみれば、すでに昨日という遠い過去の情報である。我が子が何の苦もなく英語を話すことは嬉しいが、日本語は口に話せない。日本への帰国が迫っているのだが、日本語の不自由な我が子は、日本の学校でいじめにあったりしないだろうか？ などなど。 海外での生活が長い方ほど、また便利な大都市ではなく、日本の情報や書籍はもとより、日本のレンタルビデオ店すらないような国や地方にお住まいの方ほど、このような問題が大きい事を感じました。
- 7 実際に開発と準備を進めてみると、思い付いた当初に考えていたよりも、遙かにコスト面などの問題が大きかったのです。正直言うと、挫けそうになった場面も多々ありました。そんな時、「やっぱり続けよう」と思ったのは、この方々たちの期待の声、この方々たちが直面している問題、この2つがあったからに他なりません。
- 8 今回の「録画ネット」のサービス開始にあたっては、人や社会に喜ばれるか？ ということに加えて、人の権利を侵害しないか？ そして海外にいる在留邦人のためにも末永くサービスを続けられるか？ 私的複製が認められている範囲内で利用から逸脱しないためにはどのような方策が必要か？ ということについても、弊

社のみならず、多くの識者にご協力頂き、非常に長い時間をかけて議論、検討を行いました。その過程を経て、技術的には可能であっても、あえてサービス対象から外したもの、簡単で安価であっても、あえて別の実現方法を選択したもの、などがいくつもございます。結果として、人と社会に対してプラスにはたらき、人の権利を侵害する事もないサービスであると確信し、自信を持ってサービスを開始いたしました。

9 もちろん、テレビパソコンを設置するとなると、日本国内に放送番組を受信することを目的に受信機を設置することになるので、放送法による NHK の受信料の支払い義務があるとの解釈を、本件サービス利用希望者に説明してきました。NHK の受信料を弊社が設置者であるパソコンオーナーから預かり支払うことを NHK に何度も何度も申し出していましたが、理由も不明のまま数ヶ月間保留されました。この当時では、ハウジングサービス料金の月額は、NHK 受信料を含み 59.95US ドルを徴収しておりました。ところが、長いこと待たされたあげくに、NHK からいただいた回答は、受信料の受け取りを拒否するとの連絡でした。弊社としては受信機を設置したのに受信料を受けとってもらえないのはおかしいと思いましたが、これ以上パソコンオーナーから預かってきた受信料相当分を社内で預かることもできず、預かっていた受信料相当分を過去に遡って返金いたしました。パソコンオーナーは受信機を設置したこと認めています。よって NHK の受信料を支払うのは、日本国民としていまでも当然であると考えています。なお、NHK の担当者からは、受信料支払い請求の曉には、過去の分を請求するようなことはしないとの約束をもらっています。

10 このようないきさつにも証明されるよう、日本の企業として考えられる限りの真っ当なかたちで話し合いを進めてきました。しかし、今回の申し立書では、このようなやりとりがあった事実はなかったかのような記述も見られ、言葉巧みに弊社が複製の主体であるかのように説明し、サービスの停止を求められたことは残念で、とうてい承伏できません。

11 弊社が行っているサービスを実現している主な構成要素は以下の通りであり、既存の機器およびサービスの一部をそれぞれ取り上げてサービスをうたっているに過ぎません。

#### ■テレビパソコン

テレビパソコンとは、パソコンの画面上でテレビ放送が見られ、音声と映像を自由にハードディスクに記録できるなどのオーディオビジュアル機能を搭載したパソコンで、現在市場に出回るパソコンの8割はこのテレビパソコン。

#### ■録画ソフトウェア

テレビパソコンに搭載される TV チューナーカード（受信機）で受信した音声と映像をハードディスクに動画ファイルで保存するためのソフトで、テレビパソコンには同梱されている。インターネットテレビ番組サイトと連携して簡単に予約する事ができる“iEPG 番組表”に対応しているものが多く、テレビ番組の放送時刻に自動録画できる。複数の番組予約にも対応しているものもある。普通はテレビパソコンに最初からついてくるが、無料で配布されているものもある。

#### ■リモート操作

操作する人がいる物理的な地点から遠隔地にあるパソコンをインターネットなどのネットワーク回線を通して操作すること。現在販売されている多くのパソコンが搭載する Windows XP という OS にはリモートデスクトップ接続という名称で提供される本機能が搭載され、インターネットを経由して遠隔地にあるパソコンをあたかも手元にあるかのように簡単に操作することができる。自宅や会社から別の場所にあるパソコンを操作することが標準機能で行える。

#### ■ハウジングサービス

顧客の通信機器や情報発信用のコンピュータ（サーバ）を、サービス提供業者の回線設備等の整った施設内に設置するスペース提供サービス。高速なインターネット回線や空調設備、安定した電源設備などを安価に利用することができる。機器の保守や監視のサービスが同時に提供されることが多い。ハウジングサービス

では、コンピュータなどの機器はすべて顧客が所有し、事業者は空間、回線、電源などの必要なものを提供する。また、ハウジングサービスではパソコンを置く場所を提供する側の技術者が当該施設内でパソコンが遠隔操作に適切に応答するよう設置・設定、保守を行うことは当然である。

12 繰り返しますが、録画ネットは、

- 1) テレビパソコンの販売
- 2) パソコンオーナーからの依頼による設置および設定の代行
- 3) パソコンのハウジングサービス

を行っており、1)～3)のどれもが現存の、しかも何処にでもある普通のビジネスです。

またさらに、目的にも申しあげているとおり、パソコンオーナーは、

4) 自分らの選択により自分ら機器を操作して記録し、個人（家庭内）での視聴を目的としているので、弊社が提供するサービスは明らかに適法だと確信しています。

13 今回、仮処分の申し立てが裁判所に提出される前に、債権者からサービスを停止するよう求められた通知書を直接受け取っていました。そのことは、サービスを利用しているパソコンオーナーに下記のように報告しました。

以下、本文とお客様からの反応の抜粋です。

---

-----お客様へ送付したEメール本文-----

録画ネットをご利用頂いているお客様へ報告がございます。

放送局数社が、当社に対して、録画ネットのサービスの中止を求めてきました。その根拠として、カラオケ事業者が音楽著作物の歌唱による利用主体であると認定した判例や、ファイル交換サービス提供事業者を公衆送信権・送信可能化権侵害の主体であると認定した判例を挙げ、当社がテレビ番組の複製の主体だという

のです。

しかし、カラオケ事業者・ファイル交換サービス提供事業者とパソコンのハウジング業者である当社が同一視される論拠が不明であるため、当社から放送局に對して回答を求めたところです。

今後、進捗等あり次第ご報告させていただきますが、弊社は本サービス開始時から一貫して、適法なビジネスを展開していると確信している事に、なんら変わり無い事を、この場を借りてお伝えさせていただきます。

取り急ぎ、ご報告まで。

今後とも、なにとぞよろしくお願ひいたします。

-----本文終了-----

#### 14 客の反応抜粋：

1) 私は営利目的ではなく、ただ海外に居ながら日本の情報や、子供の日本語教育を目的としてストレージをお願いしているだけです。日本中でパソコンに画像を録画しファイル交換をしている方々とは重要度が違うのです。取り締まるべきは我々ではありません。

2) 開いた口がふさがりません。

テレビ番組を複製している「テレビ番組複製の主体」は利用者に他なりません。貴社が複製したファイルを大量に保存していて、それをこちらがチョイスしてダウンロードするようなサービスではないからです。もう、この一言で終わりではないのかと首をかしげてしまいます。さらに言うなら、他人のパソコンからダウンロードする事も複数同時接続もできませんから不特定多数を対象とした何事も行う事は不可能で、ファイル交換サービスとも何の袖も触れ合いません。「インターネット経由で動画、音声ファイルが移動している」からといって Winny 等の問題と混同するほど頭が悪いのが。

上記2例に代表するような反応が数多く寄せられました。

15 これらの反応に表されているように、サービスを利用しているパソコンオーナーは、自分が録画の主体であることを認めております。海外在留邦人は、日本に住んでいたときと同じように情報を入手し、放送番組を視聴したいと望んでいるのです。インターネットの登場でようやく、親からビデオを送ってもらう必要がなくなったのです。

これから先も、海外で多くの日本人が活躍しなくてはなりません。妻子が一緒に行くケースも多々あります。私どものサービスは、そんな日本人を応援するよう、私的複製の範囲を逸脱しないよう開発されたものです。

16 海外在留邦人も、日本国内にパソコンを所有している以上、国内の視聴者に含まれると考えます。それゆえ、テレビ局には、このパソコンオーナーの方々を尊重して欲しいと思います。

17 万が一仮処分で本サービスがストップしたら弊社は、たちまち倒産します。もちろん弊社社員の生活が著しく脅かされますが、何よりパソコンオーナーの皆様にご迷惑をお掛けすることが耐えられません。どうぞ本申立てを却下するよう求めます。

以上